

春日部市放課後児童クラブ（Aブロック）の管理に関する基本協定書

春日部市（以下「甲」という。）と株式会社トライグループ（以下「乙」という。）とは、平成30年12月14日付け春保発第2472号による指定管理者の指定に基づき、指定管理者の業務について、次のとおり協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定は、春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき指定管理者に指定された乙が行う春日部市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の責務）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、市の例規並びに関係法令等のほか、春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び春日部市放課後児童クラブの管理運営に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に従い、事業を実施しなければならない。

2 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49条）その他労働関係法令を遵守し、管理業務に従事する職員の雇用・労働条件についても適正な取扱いを行わなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第3条 基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画書の規定の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項、事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

募集要項又は事業計画書において、その記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲と乙は協議の上、これを決定するものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する2019年（平成31年）4月1日から2024年（平成36年）3月31日までとする。

2 指定管理者の業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理者の業務）

第5条 甲は、条例第16条の規定により、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第3条に規定する業務
- (2) 児童クラブに入室した児童の保育に関する業務

(3) 児童クラブの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙1「指定管理者の業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

3 児童クラブは、緊急災害時の避難場所、避難所、ボランティア活動拠点、物資集配拠点その他の災害対応に関する拠点（以下「避難場所等」という。）に位置づけられた場合、緊急災害時は避難場所等とする。緊急災害時の場合には、甲が避難場所等での対応をとるとともに、避難場所等としての役割を果たすため、乙も甲と協力し、施設の案内、施設設備の点検及び操作、避難者の安全確保等、甲の指示のもと必要に応じた施設管理の対応を乙の業務として行うものとする。

（管理物件）

第6条 乙が管理する施設、設備及び備品（以下「管理物件」という。）は、別紙2の「管理物件一覧」のとおりとする。

2 乙は、指定管理者の業務を行うに当たり、甲の所有に属する児童クラブの管理物件及び甲が認めた施設等を使用することができる。

3 乙は、管理物件を指定管理者の業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（善管注意義務）

第7条 乙は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意を持って、児童クラブを常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

（指定管理料）

第8条 甲が乙に支払う管理に係る経費（以下「指定管理料」という。）の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
2019年度 (平成31年度)	金 1,568,367円 (うち消費税及び地方消費税の額 非課税)
2020年度 (平成32年度)	各年度、対象年度の開始前に対象年度の子算の範囲内で、甲乙協議した上で定めた額
2021年度 (平成33年度)	
2022年度 (平成34年度)	
2023年度 (平成35年度)	

2 前項の指定管理料に係る消費税は、「消費税法（昭和63年法律第108号）」第6条の規定により、指定管理料には加算しないものとする。

3 指定管理料の支払いは、年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定管理料を支払うものとする。

5 乙が自主事業を実施する場合は、その実施に係る経費に指定管理料を充てることなく乙の負担とする。

(指定管理料の額の変更)

第9条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(利益還元制度)

第10条 乙は、甲による省エネルギー型設備の導入等、乙の経営努力以外により、支出の積算根拠が減少した場合、又はその要因から実際に利益が増加した場合は、その増加分の利益について、甲に還元するものとする。

2 前項の規定により還元する場合の額及び方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(リスク分担)

第11条 指定管理者の業務に関するリスク分担については、別紙3「リスク分担表」とおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。

(その他の収入)

第12条 乙は、指定管理者の業務の実施に伴い、利用料金以外の収入がある場合は、甲の収入とすることを条件として収入するものを除き、これを乙の収入とする。

(経理の区分)

第13条 乙は、指定管理者の業務に係る経理と乙が実施しているその他の事業に係る経理を区分しなければならない。

2 乙は、自主事業を実施する場合、自主事業に要する経理とその他の指定管理者の業務に係る経理を区分しなければならない。

3 乙は、指定管理料並びに自主事業収入を管理する口座について、乙の有する他の口座とは別の口座で管理しなければならない。

別記1（第16条関係）

継続監視特記事項

1. 総則

甲は本業務に対する継続監視を実施し、施設の維持管理・事業運営に関して協定書及び事業計画書等に定める仕様及び公共サービス水準の未達成が確認された場合には、乙に改善指導を行う。

2 継続監視を行う上で乙が行う事項

(1) 保育日誌の作成

乙は、日常・定期的に行う施設の清掃、機器点検、安全対策のほか、保育の状況、事故・苦情等について整理するため、保育日誌（様式1）を作成し、事業所ごとに備え付けなければならない。

(2) 維持修繕台帳の作成

乙は、施設の維持修繕状況（施工日・修繕箇所・概要・額・請負業者等）について整理するため、維持修繕台帳を作成し、事務所に備え付けなければならない。

(3) 月次報告書の作成及び提出

乙は、日々の指定管理業務状況を記録した保育日誌を月次報告書（様式2）にまとめ、毎月終了後10日以内に市に提出しなければならない。

また、月次報告書は、四半期ごとに指定管理業務における自己分析、事業計画書との計画比等の項目を追加してまとめたものを提出しなければならない。

(4) 入室児童の保護者アンケートの実施

乙は、入室児童の利便性の向上等の観点から、年2回以上アンケートにより、入室児童の保護者等の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善の状況について月次報告書により甲に報告するとともに入室児童の保護者等に公表しなければならない。（上半期及び下半期に1回は報告すること。）

なお、アンケート調査の実施については、実施方法及び質問内容について事前に甲と協議の上、了承を得なければならない。

また、質問内容については、必ず入室児童の保護者等の満足度を測定する質問を設けなければならない。

(5) 事業報告書等の提出

乙は、協定書第17条の規定により毎年度終了後、30日以内に事業報告書を甲に提出するとともに協定書第15条第3項の規定により、毎年度の決算後速やかに決算書及び関係書類を甲に提出しなければならない。

3 甲が行う事項

(1) 定期継続監視

① 四半期継続監視

甲は、四半期ごとに月次報告書及び関係書類や現地確認、ヒアリング等の現地調査に基づき評価を行い、乙に通知する。

なお、四半期継続監視は、対象となる月次報告書の提出を受けてから20日以内に実施するものとする。

② 年次継続監視

甲は、毎年度終了後、事業報告書及び関係書類、ヒアリング、四半期継続監視による実地調査等に基づき、当該年度の施設の管理運営状況を確認し、総合評価を行い、乙に通知する。

なお、年次継続監視は、対象となる事業報告書の提出を受けてから30日以内に実施するものとする。

(2) 臨時継続監視

甲は、指定期間中、必要と認めるときは、随時継続監視を実施することができる。

(3) 財務状況等の確認

甲は、提出された事業報告書に基づき、指定管理者の業務に関する財務状況（利用料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）について応募段階の収支計画と乖離していないかを確認するものとする。

また、協定書第15条第3項の規定により、毎年度の決算後速やかに提出される決算書及び関係書類により、乙が指定管理者の業務を安定して行う経営基盤を有しているかどうか確認するものとする。

4 継続監視後の措置

- (1) 甲は、継続監視の実施により指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、書面により改善指導を行う。
- (2) 乙は、甲からの改善指導に基づき、直ちに改善指導項目の対応策を「改善計画書」として取りまとめ、甲の承認を受けなければならない。なお、甲は承認にあたって改善計画書の変更を求めることができる。
- (3) 甲は、改善指導によっても対象業務の改善が認められない場合などにより対象業務の管理の継続が適当でないと認められる時は、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 財務状況等の確認後の措置

甲は、乙の財務状況等が芳しくないと判断した場合には、乙と協議の場を設定し、悪化原因や今後の対策等について説明を受け、指定管理者の業務の継続的な運営を主眼として合理的かつ客観的な指導・助言を行う。

資料 7-2

春日部市放課後児童クラブ（〇ブロック）の管理に関する年度協定書

春日部市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け春保発第〇〇〇号による指定管理者の指定に基づく指定管理者の業務について締結した春日部市放課後児童クラブ（〇ブロック）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、2019年（平成31年）4月1日から2020年（平成32年）3月31日までとする。

（2019年度（平成31年度）の指定管理料及び支払方法）

第2条 甲は、乙に事業に係る指定管理料として、金〇〇〇〇円を支払うものとする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 非課税）

2 甲は、前項の指定管理料を期別毎に支払うものとし、その支払金額は次のとおりとする。

期 別	期 間	支 払 金 額
第1期	2019年（平成31年）4月1日～ 2019年（平成32年）年6月30日	円
第2期	2019年（平成31年）7月1日～ 2019年（平成32年）9月30日	円
第3期	2019年（平成31年）10月1日～ 2019年（平成32年）12月31日	円
第4期	2020年（平成32年）1月1日～ 2020年（平成32年）3月31日	円

3 甲は、乙から適正な請求があったときは、所定の手続きに従って30日以内に指定管理料を支払うものとする。

4 指定管理料のうち修繕料及び口座振替手数料（おやつ代）については年度末精算とし、残額が生じた場合は、甲に返還するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

起 案	システムID	29-00437268	文 書 番 号	春保第2746号	
起 案 日	平成30年03月15日		施行予定日	平成30年03月22日	
決 裁 日	平成30年3月23日		施 行 日	平成30年3月23日	
ガイドコード	フォルダーテーマ				歴史的価値
H5 03 06	0010 平成29年度 指定管理基本協定書・年度協定書				
情 報 公 開	一部公開	根 拠 条 文	第4号 審議, 検討又は協議に関する情報		
公 印 使 用	有	公 印 種 別	埼玉県春日部市長印		
保 存 年 限	10年	緊急重要度	重要	公印承認 3月23日 2個	文書審査
施 行 手 段	郵送等・文書棚・掲示・直接持参 電子メール・ファクシミリ・システム				

件名
春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定の一部を変更する協定書について

伺文
このことについて、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会会長と平成29年度年度協定の一部を変更し、協定を締結してよいか伺います。

起案理由
別紙のとおり

					起 案 者
市長 	副市長 	課長 次長兼務	主幹 	主査 ○	保育課 保育担当 宗像 篤 (電話 2597番)
担当部長	担当次長 				

回 議	保育担当主幹	保育担当主査	保育担当
	保育所担当課長		

合 議	行政改革推進課長	行政改革推進担当主幹	行政改革推進担当主査	行政改革推進担当

(春日部市)

春日部市 報公開請求
による公文書の写し

起案理由

平成29年度放課後児童クラブ運営にあたり、常勤指導員配置数が不足しておりました。

このことに対し、「常勤指導員不足に対する改善指導の対応状況（参考資料）」のとおり、社会福祉協議会へ改善を求めておりましたが、年間を通じて常勤指導員不足の解消には至りませんでした。しかしながら、児童の安全確保は最優先すべきことであるため、臨時指導員を通常よりも多く配置して対応してまいりました。

これに伴い「春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書」第9条の規定に基づき、平成29年度「春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書」の一部を変更し、社会福祉法人春日部市社会福祉協議会と変更協定を締結するものです。

起案内容

1 年度協定書の変更について

別紙（案）、「春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定の一部を変更する協定書」とおり、指定管理料（平成29年4月分から平成30年3月分）を変更する。

2 協定の相手方

春日部市中央二丁目24番地1
社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会
会長 時田 美野吉

3 年度協定を一部変更するにあたっての協議

今回の協定の一部変更については、平成30年3月15日に社会福祉協議会と協議を行い、了承済みです。

春日部市 非公開請求
による公文書の写し

春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書の一部を変更する協定書

春日部市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成29年4月1日に締結した「春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書」の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1. 年度協定第2条（平成29年度の指定管理料及び支払方法）の
指定管理料「367,980,000円」を「355,847,000円」に変更する。
2. 年度協定第2条第2項の第4期支払金額「42,848,000円」を
「30,715,000円」に変更する。

この変更協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成30年3月23日

甲 春日部市中央六丁目2番地
春日部市
春日部市長 石川良三

乙 春日部市中央二丁目24番地1
社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会
会長 時田美野吉

春日部市社会福祉協議会
代表者印の写し

平成29年度春日部市放課後児童クラブの管理に関する
年度協定書の一部変更について

日 時：平成30年3月15日（木）

午前10時00分～

場 所：アイピービル春日部

4階会議室

1 出席者

- ① 社会福祉協議会 関口常務理事、隅田事務局長、野村主幹
- ② 市福祉部保育課 小谷子育て支援担当部長、須田子育て支援担当次長、
保育課より臼倉主幹、宗像主査

2 協議内容 平成29年度放課後児童クラブの管理に関する年度協定書の
一部変更について

※年度協定書第2条の平成29年度の指定管理料及び支払い方法について、指
定管理料の金額を以下のとおり変更します。

金 367,980,000円 → 355,847,000円

第4期 42,848,000円 → 30,715,000円

いずれも12,133,000円の減額。この金額の算出については、別紙
の「常勤指導員不足による費用一覧表」を参照。

平成29年度において常勤指導員不足が長期に渡っていたため、不足分の
人件費の精算について、今回の協議を行うものです。本日の協議により、指
定管理者と市が金額の変更を確認した上で、年度協定書の指定管理料の一部
変更を行います。

春日部市 社会福祉協議会
による公文書の写し

○平成29年度 常勤指導員不足による費用一覧表(4月から翌年3月) 【指導員78名】

社協との協議用資料

【参考】 H29年度予算 指導員(常勤・臨時)人件費(超勤・交通費等手当を除いた額) 315,598,000円

①常勤指導員不足分を月額費用分ごとに計算したもの(4月から翌年3月までの計算)

月	指導員不足数	①基本給	②法定福利	③退職共済	常勤月額合計 ①~③	④賞与
1ヶ月分		137,600	28,597	15,136	181,333	
4月	4	550,400	114,388	60,544	725,332	
5月	0	0	0	0	0	
6月	2	275,200	57,194	30,272	362,666	
7月	3	412,800	85,791	45,408	543,999	
8月	8	1,100,800	228,776	121,088	1,450,664	
9月	8	1,100,800	228,776	121,088	1,450,664	137,600円×2.1ヶ月 ×8人 =2,311,680円
10月	8	1,100,800	228,776	121,088	1,450,664	
11月	8	1,100,800	228,776	121,088	1,450,664	
12月	8	1,100,800	228,776	121,088	1,450,664	
1月	8	1,100,800	228,776	121,088	1,450,664	
2月	7	963,200	200,179	105,952	1,269,331	
3月	7	963,200	200,179	105,952	1,269,331	
合計	71	9,769,600	2,030,387	1,074,656	12,874,643	2,311,680
					常勤指導員不足分合計 (①~④の合計)	15,186,323

※①基本給+②法定福利+③退職共済+④賞与+一臨時職員経費

※④賞与分については、8人の12月支払い分(2.1)として計算

②補填した臨時職員経費

月	補充臨時職員人数	臨時職員経費
4月	0	0
5月	4	113,770
6月	5	142,220
7月	5	142,220
8月	6	336,240
9月	7	279,780
10月	8	319,750
11月	8	319,750
12月	8	319,750
1月	9	359,720
2月	9	359,720
3月	9	359,720
合計	78	3,052,640



常勤不足分から補填職員分経費を差引いた額	12,133,683
----------------------	------------

≒12,133,000円

令和四年三月三十一日現在
平成三十一年度決算の算出

春日部市放課後児童クラブの管理に関する年度協定書

春日部市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成26年2月10日付け春保発第1099号による指定管理者の指定に基づく指定管理者の業務について締結した春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日とする。

（平成29年度の指定管理料及び支払方法）

第2条 甲は、乙に事業に係る指定管理料として、金367,980,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 非課税）を支払うものとする。

2 甲は、前項の指定管理料を期別毎に支払うものとし、その支払金額は次のとおりとする。

期 別	期 間	支 払 金 額
第1期	平成29年4月1日～平成29年6月30日	153,733,000円
第2期	平成29年7月1日～平成29年9月30日	64,275,000円
第3期	平成29年10月1日～平成29年12月31日	107,124,000円
第4期	平成30年1月1日～平成30年3月31日	42,848,000円

3 甲は、乙から適正な請求があったときは、所定の手続きに従って30日以内に指定管理料を支払うものとする。

4 指定管理料のうち修繕料及び口座振替手数料(おやつ代)については年度末精算とし、残額が生じた場合は、甲に返還するものとする。

（疑義等の決定）

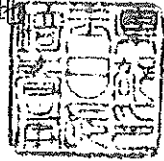
第3条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

春日部市社会福祉協議会
代表者 代表理事

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成29年 4月 1日

甲 春日部市中央六丁目2番地
春日部市
春日部市長 石川良



乙 春日部市中央二丁目24番地1
社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会
会長 時田美野吉

